労働者派遣法の改正点

【質問】

派遣先の会社に専門 26 業務で勤務して 12 年が経ちます。この度、労働者派遣法が改正されたため次回から 3 年の契約になります。せっかく慣れた職場なのに 3 年で変わらなければいけないのでしょうか。また、他に何が変わったのでしょうか。

【答え】

労働者派遣法が改正され平成 27 年 9 月 30 日から施行されました。今回の改正では派遣労働は臨時的・一般的なものであることを原則とする考え方が明確化されました。

これまで専門的な 26 業務は派遣期間の制限がなく、同じ職場で何年も働くことができました。一方、一般業務は同じ職場に原則 1 年(最長 3 年)しか派遣できませんでした。

今回の改正ではこの業務の区分を問わず一律に派遣期間は原則 3 年が最長となりました。施行日以降に締結・更新される派遣契約では、次の 2 種類の制限を受けます。

① 派遣先の事業所単位の期間制限

同一の事業所で派遣労働の受け入れを行うことができる期間は、原則 3 年まで

3 年を超えて別の派遣労働者を受け入れようとする場合は、派遣先事業所は過半数労働組合等からの意見を聴く必要があります。

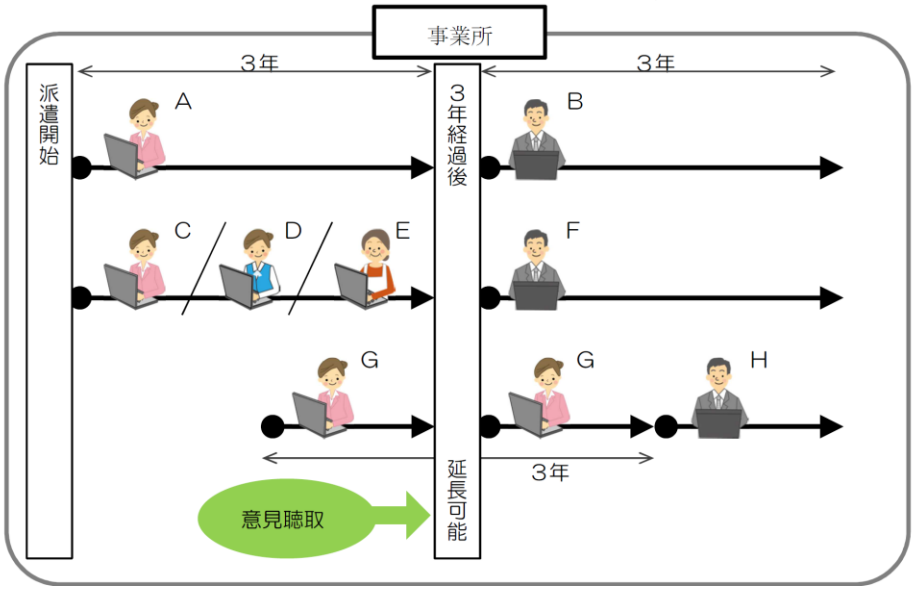

② 派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位※において受け入れることができる期間は、原則 3 年まで　　※いわゆる「課」などを想定しています。

別の課であれば同じ派遣先事業所で働くことは可能です。

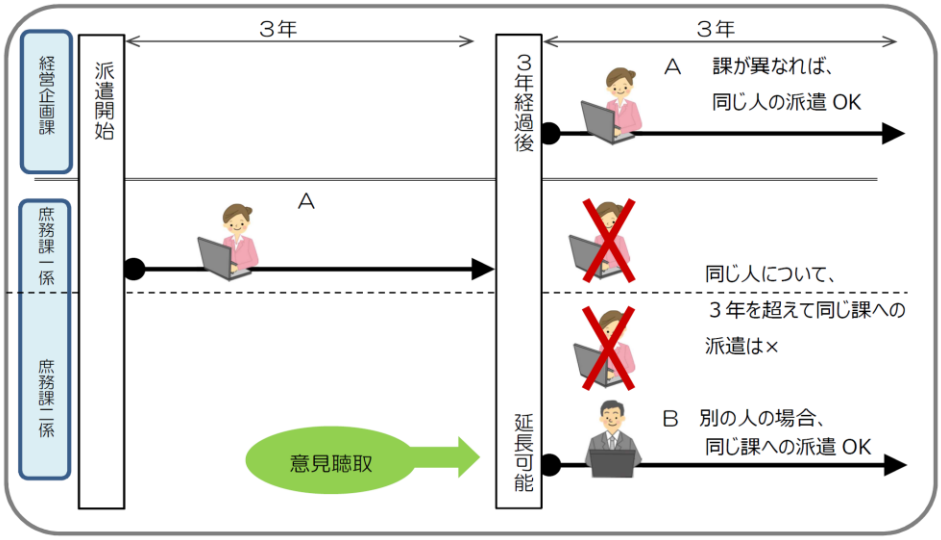

ご質問者のように専門 26 業務で長く勤務されてきた方も、施工日以降、すでに締結している派遣契約が終了した後は、3 年を限度に派遣先を変えなくてはなりません。ただし、派遣元に無期雇用されている方や 60 歳以上の方は期間制限の対象外となります。

この他に改正された内容として、派遣元事業主に対し、派遣終了時に派遣先への直接雇用の依頼など雇用を継続するための措置を講じること、正社員を目指す派遣労働者のキャリアアップを図るための計画的な教育訓練を義務づけること、派遣先の労働者との賃金・福利厚生などでの均等待遇の確保措置が配慮義務になるなどの改正がありました。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 派遣期間は業務を問わず原則最長３年で終了することになります。
- ❖ 改正後は専門 26 業種の制限がなくなるので、派遣先の業務内容を就業条件明示書でしっかり確認しましょう。

掲載：平成27年11月